

3 . 建設リサイクル促進に関する法規制等

3 . 1 循環型社会形成推進のための法体系

循環型社会形成の推進のための法体系は、次図のとおりである。

環境基本法では、環境保全の基本的理念が示され、国、地方公共団体、事業者及び国民の債務を明らかにすると共に、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

循環型社会形成推進基本法では、循環型社会の形成に向けた取組みの推進を図るための基本的枠組が定められており、個別品目のリサイクル法などは、この法の下に位置づけられる法体系となっている。

この法体系は、世界的にみてもドイツ等とともに最も進んだ法体系といえる。

建設リサイクル法及び関連する法律の概要を次項以降に示す。

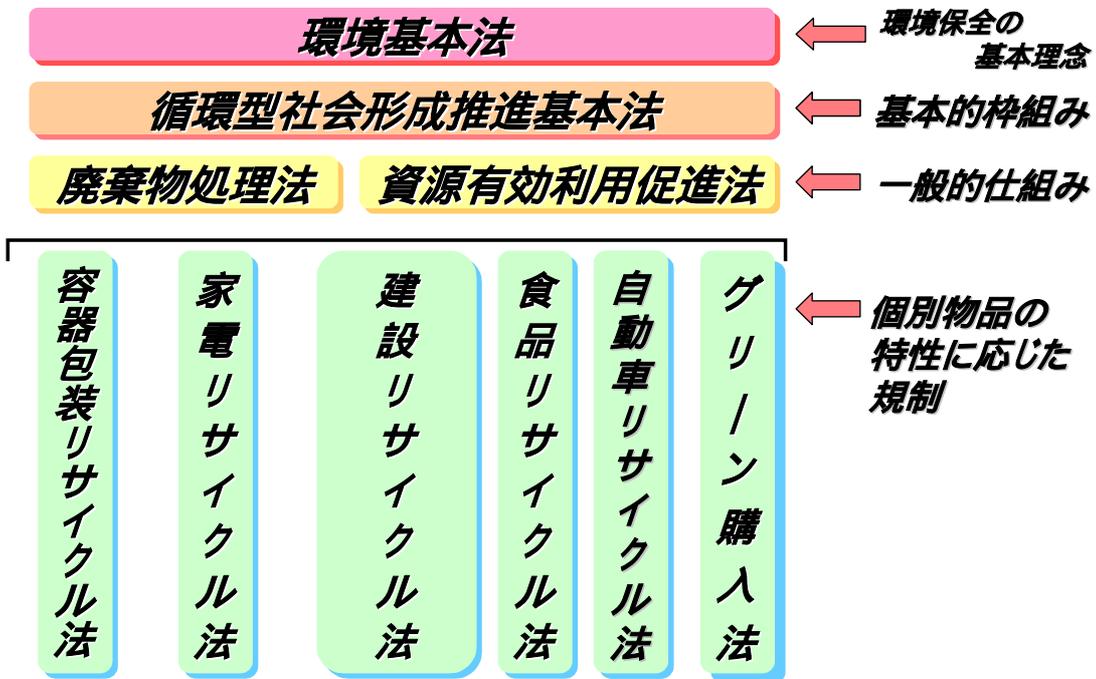


図 3.1.1 循環型社会形成の推進のための法体系

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・法律名　：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）・公布日　：平成12年5月31日・施行日　：平成12年11月30日（一部）・主務官庁：国土交通省、環境省、農林水産省、経済産業省 |
|--|

近年、建設工事に伴い発生する廃棄物の量が増大し、廃棄物の最終処分場の逼迫及び廃棄物の不適正処理等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。

建設工事に伴って廃棄される木材やコンクリート等の建設廃棄物は、産業廃棄物の排出量の約2割(H14)、最終処分量の約2割(H14)を占め、また不法投棄量の約7割(H15)（岐阜県岐阜市の大規模事案（約57万トン）を除く）を占めている。

さらに、昭和40年代の建築物が寿命を迎え、今後解体需要の増大が予測される。

この解決策として資源の有効な利用を確保する観点から、建設廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくため、及び不法投棄対策として建設工事の発注者と受注者それぞれに適切な役割分担を求め、十分な解体工事業者監督を行うために本法が制定された。

建設リサイクル法では、一定規模以上の工事から発生する特定建設資材廃棄物の分別解体等及び再資源化等の実施が義務づけられているとともに、適正な解体工事の実施を担保するために解体工事業者の登録制度が導入された。

現時点では、建設廃棄物のリサイクルを法的に義務づけている国は我が国において他にない。

1) 目的

特定建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講じるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図り、もって生活環境の保全と国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。（第1条）

2) 分別解体等及び再資源化等の義務づけ

本法の中心となる措置は、一定の建設工事（対象建設工事）について、受注者に分別解体等及び再資源化等の義務づけを行うことにより、建設廃棄物のリサイクルを推進することである。

対象建設工事

対象建設工事とは、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、一定の規模以上のものをいう。この基準について、建築物の解体工事・新築工事、土木工事の別にそれぞれの規模が定められる。

特定建設資材

特定建設資材とは、廃棄物となった場合において再資源化を行うことが資源の有効利用や廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、再資源化を義務づけることが経済的に角の負担にならないと認められる建設資材である。本法では、コンクリート及び木材が特定建設資材として法定されており、その他の資材は政令で定められることとなっている。現段階で、政令で定められた特定建設資材はアスファルト・コンクリート塊である。

なお、特定建設資材については、「石膏ボード」及び「塩ビ管」も対象に加えられること

が検討されている。

分別解体等の実施義務

対象建設工事の受注者等は、建築物等に使用される特定建設資材を分別解体等により現場で分別することが義務づけられている。分別解体等が義務づけられることにより、対象建設工事については、ミンチ解体を行い、さまざまな種類の廃棄物を混合して排出することが禁止されることとなる。

再資源化等の実施義務

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化することが義務づけられている。

「再資源化」とは、次に掲げる行為であって、分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む。）に該当するものをいう。いわゆるマテリアル・リサイクルとサーマル・リサイクルの両者を含む概念である。

- ・分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物について、資材又は原材料として利用すること(建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く)ができる状態にする行為
- ・分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物であって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為

ただし、特定建設資材廃棄物でその再資源化について一定の施設を必要とするもののうち政令で定めるもの（指定建設廃棄物）については、工事現場から一定の距離内に再資源化施設がないなど再資源化が経済性の面で制約がある場合には、適切に焼却することなどにより「縮減」を行えば足りることとしている。

3) 分別解体等及び再資源化等の実施の流れ

本法においては、分別解体等及び再資源化等の実施義務を建設工事の受注者に負わせているが、発注者や都道府県も大きな役割を有している。分別解体等や再資源化等は、次の手続きで行われ、こうした手続きを踏むことにより、建設廃棄物のリサイクルが適正に推進される仕組みとなっている。

- ・元請業者から発注者への説明
- ・発注者から都道府県知事への工事の届出
- ・元請業者から下請業者への告知
- ・分別解体等及び再資源化等の実施
- ・元受業者から発注者への報告

4) 分別解体等及び再資源化等の実施を確保するための措置

本法においては、分別解体等及び再資源化等の適正な実施を確保するため、以下のような解体工事業者の登録制度の創設等の措置を講じている。

- ・解体工事業者の登録制度
- ・対象建設工事の契約書面への解体工事費等の明記
- ・基本方針における再資源化等に関する目標やリサイクル材の利用促進方策等の策定
- ・都道府県知事による指針の策定
- ・対象建設工事の発注者に対する協力要請

(2) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

- ・法律名　：資源の有効な利用の促進に関する法律
- ・公布日　：平成3年4月26日（旧リサイクル法）
- ・施行日　：平成3年10月25日（旧リサイクル法）
- ・主務官庁：環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省

資源有効利用促進法は、平成3年（1991年）に制定された再生資源利用促進法を抜本的に改正したものである。旧法が建設業を含む産業界の取組みとしてリサイクルだけを想定していたのに対して、新法は上流から下流にいたる各段階での3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組みを求めることで、資源効率や環境効率の高い経済システムを目指すことが大きな狙いとなっている。

1) 基本方針

本法では、使用済物品等および副産物の発生抑制並びに再生資源および再生部品の利用による資源の有効な利用を総合的かつ計画的に推進するため、主務大臣が資源の有効な利用の促進に関する基本方針を定めることが規定されている。

これに基づき、基本方針には製品の種類および副産物の種類ごとの原材料等の使用の合理化に関する目標、再生資源の種類および再生部品の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項等が定められている。

2) 7つの類型に分けて3Rの取組みを強化

本法では、製品の生産から使用後の回収・リサイクルまでの各段階の取組みを7つの類型に分け、それぞれ対象となる業種や製品を政令で指定している。（10業種・69品目を指定。）

・特定省資源業種

製造業において、工場での副産物の発生抑制（リデュース）と発生した副産物の再生資源としての利用（リサイクル）を促進すべき業種を定めている。（旧リサイクル法にはなかった類型）

・特定再利用業種

生産のプロセスで再生資源（リサイクル）や再生部品（リユース）の利用を求める業種。再生資源としての利用は改正前からの取組みであるが、再生部品の使用は新法で新たに取り入れられたもの。

・指定省資源化製品

省資源、長寿命化対応の設計を行わなければならない製品で、いわゆるリデュース対応を求めたもの。（旧リサイクル法にはなかった類型）

・指定再利用促進製品

分解しやすい構造など、リサイクルやリユースを念頭においた設計を行わなければならない製品を指定。リサイクル対応の部分は旧法においてもあったが、リユース対応は新法で新たに取り入れられたもの。

・指定表示製品

リサイクルのための分別収集を促進するため、表示（マーク）をしなければならない製品。（旧法からのあった規定）

・指定再資源化製品

事業者の責任で自主回収・再資源化（リサイクル）をしなければならない製品のこと。（旧リサイクル法にはなかった類型）

・指定副産物

エネルギー供給や建設工事など製造業以外のプロセスで、副産物を再生資源として利用する（リサイクル）ことを促進すべきもの。（旧リサイクル法からあった規定）

表 3.1.1 資源有効利用促進法で対象となっている品目・業種の例

	副産物のリデュース・リサイクル	リユース部品使用	リサイクル材使用	リデュース配慮設計	リユース配慮設計	リサイクル配慮設計	分別回収の表示		事業者の回収リサイクル	副産物リサイクルの促進
							第一種指定製品	第二種指定製品		
再生資源利用促進法(リサイクル法)			特定業種				第一種指定製品	第二種指定製品		指定副産物
資源有効利用促進法(改正リサイクル法)	特定省資源業種	特定再利用業種		指定省資源化製品	指定再利用促進製品		指定表示製品	指定再資源化製品	指定副産物	
容器包装										
PETボトル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
スチール缶	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アルミ缶	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガラスびん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
プラスチック製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車・オートバイ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家電										
電子レンジ・衣類乾燥機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
家電(4品目)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型二次電池使用機器(電池のみの対応)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス・石油機器	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製家具	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パソコン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小型二次電池	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ぱちんこ台	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浴室ユニット	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
システムキッチン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
複写機	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硬質塩ビ管・継手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
硬質塩ビ製の雨どい・サッシ、塩ビ製の床材・壁紙	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄鋼業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
紙・パルプ製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無機・有機化学工業製品製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鋼第一次精錬・精製業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
自動車製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
電気業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1: - は旧法での指定、○ は新法での指定

2: 「小型二次電池使用機器」は、コードレスホン、MCAシステム用通信機器、簡易無線用通信機器、アマチュア用無線機、ビデオカメラ(デジタルスチルカメラを含む)、ヘッドホンステレオ、電気掃除機、電気かみそり、電気歯ブラシ、家庭用電気治療機、電気式がん具(以上、旧法による指定)、プリンター、ハンディーターミナル、電源装置、携帯電話用通信装置、ファクシミリ、交換機、非常用照明器具、火災警報機、防犯警報装置、電動車いす、医療用機器、電動アシスト自転車

3: 指定表示製品の硬質塩ビ管・継手については、硬質塩ビ管のみ指定

(3) 国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・法律名　：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律・公　布　：平成12年5月31日・施　行　：平成13年1月6日・主務官庁：環境省 |
|--|

循環型社会の形成のためには、再生品等の供給面の取組みを強化することに加えて、その再生品等に対する需要が確保されることが重要である。

これまでの容器包装等に関するリサイクル法や循環型社会形成基本法と共に制定された建設リサイクル法、食品リサイクル法等は、主に供給面の取組みを進める役割をもった制度である。

これに対し、このグリーン購入法は、需要面から循環型社会の形成に資するものとして、超党派の議員立法により制定されたものである。

1) 概要

目的（第1条）

国等における環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図る。

責務（第3条～第5条）

環境物品等への需要の転換を促進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的な責務を規定する。

国等における調達の推進（第6条～第9条）

・基本方針の策定

国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を推進するための基本方針を定める。基本方針は、環境大臣が各省各庁の長等の協力を得て案を作成し、閣議決定する。

・調達方針の作成等

各省各庁の長（衆・参議長、最高裁長官、各省大臣等）及び独立行政法人等の長は、毎年度、基本方針に即して、環境物品等の調達方針を作成・公表し、当該方針に基づき物品等の調達を行う。また、年度の終了後、調達の実績概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に報告する。

・環境大臣の要請

環境大臣は、各省各庁の長等に対し、環境物品等の調達を推進するために特に必要な措置を要請することができる。

地方公共団体による調達の推進（第10条）

都道府県及び市町村は、毎年度、環境物品等の調達方針を作成し、当該方針に基づき物品等の調達を行うよう努める。

調達の推進にあたっての配慮（第11条）

国等、都道府県及び市町村は、環境物品等の調達推進を理由として、物品等の調達量の増加を招かないように配慮する。

環境物品等に関する情報の提供（第12条～第14条、附則第2項）

・事業者による情報提供

事業者は、その製造等する物品等に係る環境負荷の把握に必要な情報を提供するよう努める。

・環境ラベル等による情報提供

他の事業者が製造等する物品等について環境負荷の低減に関する情報の提供を行う者は、化学的知見及び国際的整合性を踏まえ、有効かつ適切な情報の提供に努める。

・国による情報提供及び検討

国は、環境物品等に関する情報提供の状況を整理、分析して提供するとともに、適切な情報提供体制の在り方について検討を行う。

2) 公共工事に関する基本方針

「公共工事」の特定調達品目としては、資材、機材、工法の区分ごとに毎年品目の追加が行われることになっている。

特定調達品目としての資材（リサイクル資材）の判断基準の例は、次のとおりである。

なお、公共工事では、これらのリサイクル資材の利用を促進することとなっているものの具体的な調達目標数値は定められていない。

表 3.1.2 公共工事に関する調達資材の判断基準等

分類	品目名		資材等の判断の基準
	(品目分類)	(品目名)	
資材	再生木質ボード	パーティクルボード 繊維板 木質系セメント板	合板・製材工場から発生する端材解体木材、使用済み梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維の重量比配合割合が2分の1（50%）以上であること。（この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が5分の1（20%）以下の接着剤、混和剤等（パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤、木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの）を計上せず、重量配合率を計算することができるものとする。 居室の内装材にあっては、ホルムアルデヒドの放散量が0.5mg/㎡以下であること。
	タイル	陶磁器質タイル	陶磁器質タイルで、原料に再生材料（個表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等）を用い、焼成しているものであること。 再生材料利用率は原材料の重量比で20%以上（複数の材料を使用している場合は、それらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料は通常利用している同一の工場からの廃材は除くものとする。 【配慮事項】 施工時及び使用時に雨水等による重金属など有害物質の溶出が少ないこと。 資材等からの溶出方法や有害物質の溶出にかかる判断基準等、当該品目に係る安全性の評価の考え方について、可及的速やかに検討・取りまとめの上、判断の基準に追加することとする。
	混合セメント	高炉セメント	高炉セメントであって、原料に30%を超える分量の高炉スラグを使用していること。

分類	品目名		資材等の判断の基準
	(品目分類)	(品目名)	
	混合セメント	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであって、原料に10%を超える分量のフライアッシュを使用していること。
	コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
		再生骨材等	コンクリート塊若しくはアスファルト・コンクリート塊から製造した骨材が含まれていること。
	小径丸太材	間伐材	間伐材であって、有害な腐れ、割れ等の欠陥がないこと。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

- ・法律名：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・公布：昭和45年12月25日
- ・施行：昭和46年9月24日
- ・主務官庁：環境省

1) 趣旨等

廃棄物処理法は、「廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的（第1条）」とし、廃棄物の発生の抑制及び適正な再生利用、処分等について定めている。

廃棄物処理法は、昭和45年の制定以来、社会情勢の変化等に対応するため、これまで頻繁に改正されてきているのが特徴であり、平成17年4月1日改正が直近改正となる予定である。

2) 廃棄物の定義

廃棄物処理法においては、廃棄物を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。（第2条第1項）」と定義している。

しかし、この概念は相対的であり、純粋に客観的事情から捉えるのか、又は主観的事情も加味して捉えるのかにより、その範囲及び内容が大きく異なってくる。

したがって、主観的事情と客観的事情を総合的に勘案して判断するものとして、廃棄物の判断基準を以下のように定めて運用している。

廃棄物の判断基準（最高裁判例 H11.3.10 決定）

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないため不要になったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い状態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものである。

なお、廃棄物の定義に関連した新たな判例も近年出ていることもあり、環境審議会廃棄物部会においては、このような廃棄物の定義の見直しについても議論されている。

いずれにしても、このような議論は、我が国の法律における廃棄物の定義が、物質に関する物理的・化学的性状によらず、市場または一般社会における物に対する価値を判断基準としてことに由来するものと考えられる。

3.2 国土交通省における建設リサイクルに関する政策体系

国土交通省では、平成3年度より建設リサイクルに取り組んでいる。その経緯は以下の通りである。

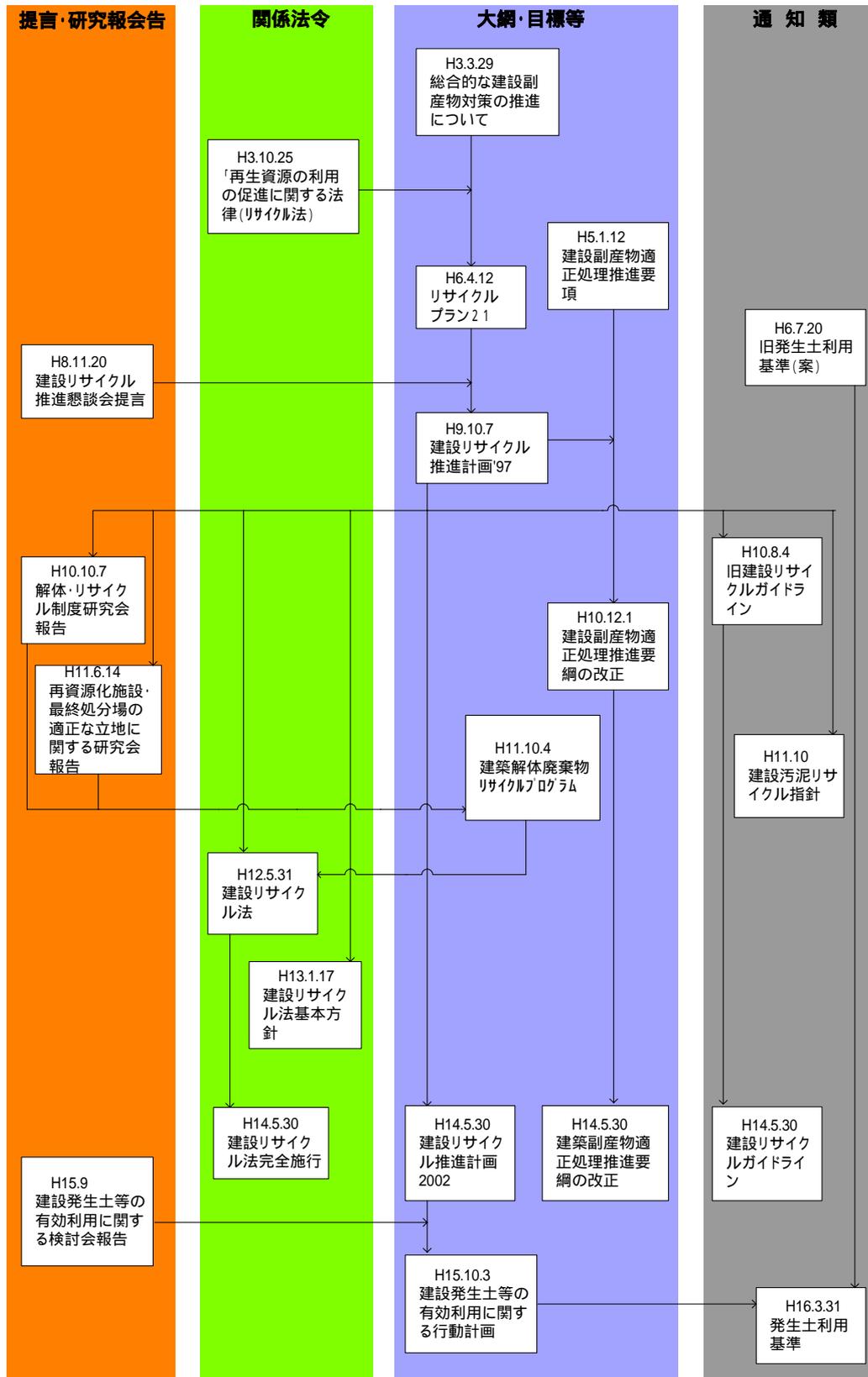


図 3.2.1 建設リサイクル推進施策の経緯

国土交通省においては、平成3年にリサイクル法が施行される以前から建設リサイクルに取り組んできているが、体系的に推進する契機となったのがリサイクル法の制定であるといえる。

国土交通省の建設リサイクル推進施策は、法に基づくものがあるものの、その多くは建設行政における自主的な取組みとしての性格を有するものが多い。

例えば、建設産業全体における建設リサイクル推進に関する行動計画である「建設リサイクル推進計画2002」(平成14年5月30日策定)は、特に法的な位置づけをもたない国土交通省としての自主的な計画となっている。

この推計計画2002は、建設リサイクル推進の行動計画としては、平成6年に策定した「リサイクルプラン21」から数えて3度目の計画に当たるものであり、いわゆる建設リサイクルに関する政策評価、P D C Aを実施した結果ともいえるものである。

推進計画2002での対象品目ごとの目標値を下表に示す。

表 3.2.1 「建設リサイクル推進計画2002」の目標

対象品目		平成17年度	参考 平成22年度
再資源化率	a) アスファルト・コンクリート塊	98%以上(98%)	98%以上
	b) コンクリート塊	96%以上(96%)	96%以上
	c) 建設発生木材	60% (38%)	65%
再資源化・縮減率	d) 建設発生木材	90% (83%)	95%
	e) 建設汚泥	60% (41%)	75%
	f) 建設混合廃棄物	平成12年度排出量に対して25%削減	平成12年度排出量に対して50%削減
	g) 建設廃棄物全体	88% (85%)	91%
有効利用率 h) 建設発生土		75% (60%)	90%

()内は、平成12年度の実績値。

注：各品目の目標値の定義は次のとおり

<再資源化率>

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊；(再使用量 + 再生利用量) / 排出量
- ・建設発生木材；(再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量) / 排出量

<再資源化・縮減率>

- ・建設発生木材；(再使用量 + 再生利用量 + 熱回収量 + 焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設汚泥；(再使用量 + 再生利用量 + 脱水等の減量化量) / 排出量

<有効利用率>

- ・建設発生土；(土砂利用量のうち土質改良を含む建設発生土利用量) / 土砂利用量

ただし、利用量には現場内利用を含む。

3.3 国土交通省における建設リサイクル促進に関する通達

国土交通省における、建設リサイクル促進に関する通達は次のとおりである。

特に、リサイクル原則化ルールにより、

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設発生土について、再資源化施設への搬出の義務づけ
 - ・再生アスファルト合材、再生砕石、建設発生土の利用の義務づけ
- がされた。

このことにより、アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊のリサイクル率は飛躍的に向上し、最近では100%近い状況にある。

この詳細を次ページに示す。

なお、参考として各通達の本文を巻末に挙げる。

表 3.3.1 国土交通省関連通達集の概要等

通達名(通達年月)	通達者	(再生)資材利用に関する記述	対象工事	法体系上の位置付け	概要
公共建設工事における分別解体等・再資源化及び再生資源活用工事要領 (策定平成3年12月13日 改定平成14年5月30日)	大臣官房技術調査課長 大臣官房公共事業調査室長	・再生資材の利用、再資源化施設への搬出などを実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を諸図書等に記載し契約事項とする。 ・再生資材を使用する場合は品質等が適切なものであるか十分注意を払う必要がある。	分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の対象となる建設工事	建設リサイクル推進計画2002 (H14.5.30)	公共建設工事において、分別解体等・再資源化等及び再生資源活用の実施にあたり必要となる諸図書等における条件明示の方針算上の取扱い、施工図書における取扱い、品質管理について定めている。
公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について(リサイクル原則化ルール) (策定平成3年12月13日 改定平成4年12月25日 改定平成14年5月30日)	大臣官房技術調査課長 大臣官房公共事業調査室長 大臣官房官庁営繕部管繕課課長 総合政策局事業総務調整官	・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材(伐木、除根材を含む)、建設発生土を工事現場から搬出する場合、原則として、再資源化施設へ搬出する。 ・工事現場から一定の距離内において再生骨材、再生加熱アスファルト混合物、建設発生土が供給される場合は経済性がかわらず利用する。	国土交通省の発主工事	建設リサイクル推進計画2002 (H14.5.30)	この通達は、都道府県、指定市、市町村に対して周知徹底の旨の通達がなされている。 また、工事現場からの距離については、改定時に、より範囲が広がっている。
建設廃棄物直正処理指針要綱 (策定平成5年1月 改定平成10年12月 改定平成14年5月30日)	国土交通事務次官	・コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、廃プラスチック類、廃石膏ボード等、混合廃棄物について、適正な分別・選別を行い、再利用・再使用に努めなければならない。	建設廃棄物が発生する建設工事	-	建設工事の副産物である建設発生土と建設廃棄物の直正処理等に係る総合的な施策を発主者及び施工者が適切に実施するために必要な基準を定めている。
建設リサイクルガイドライン (策定平成10年8月4日 改定平成14年5月30日)	大臣官房技術調査課長 大臣官房公共事業調査室長 大臣官房官庁営繕部管繕課課長 総合政策局事業総務調整官	・建設発生土等、工事残材が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。	国土交通省直轄工事(受託工事を含む)	建設リサイクル推進計画2002 (H14.5.30)	建設リサイクル推進計画2002の目標を達成するため、リサイクル計画書の作成など、建設事業の計画・設計段階から施工段階までの各段階、積算、完了の各執行段階におけるリサイクルに関する具体的な実施事項を取りまとめている。

リサイクル原則化ルール

公共建設工事における再生資源活用の当面の運用について【平成 14 年度】国土交通省の発注する工事において、以下の運用を行うこととする。この場合、**経済性にかかわらず実施する**。なお、下記の要件に該当しない建設工事においても可能な範囲で積極的に再生資源の利用及び再資源化施設の活用を図ることとする。また、再資源化施設の活用の際には、所要の品質が確保される施設を活用することとする。

(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

品 目	運 用 内 容
コンクリート塊 アスファルト・コンクリート塊	建設工事に伴い発生したコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、再資源化施設へ搬出する。
建設発生木材 (伐木・除根材を含む)	建設工事に伴い発生した木材を廃棄物として工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設へ搬出する。 ただし、工事現場から 50km の範囲内に再資源化施設が無い場合、又は以下の及び の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができる。 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合 縮減するために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合
建設発生土	工事現場から建設発生土が発生する場合は、原則として 50km の範囲内の他の建設工事（民間建設工事を含む）へ搬出する。また、注1建設副産物対策連絡協議会議（通称）等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。 なお、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場に搬出することを妨げない。

注：建設汚泥及び建設混合廃棄物の工事現場からの搬出は、「建設副産物適正処理推進要綱」第 6 により上記のルールを適用していく。

(2) 再生資材等の利用

品 目	運 用 内 容
再生骨材等	工事現場から 40km の範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として再生資材を利用する。
再生加熱アスファルト 混合物	工事現場から 40km 及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、原則として再生加熱アスファルト混合物を使用する。
建設発生土	工事現場から 50km の範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事（民間工事を含む）がある場合、受入時期、土質等を考慮したうえで、原則として建設発生土を利用する。 また、注1建設副産物対策連絡協議会議（通称）等で調整済みの場合は、その調整結果を優先することとする。

注：建設発生土は、建設発生土情報交換システムにて調整し、実施していく。

図 3.3.1 リサイクル原則化ルール